

クラウドファンディングを活用した地域支援等に関する包括連携協定書

石岡市（以下「甲」という。）と株式会社クラウドファンディングデザイン（以下「乙」という。）は、石岡市の持続的発展に資するため、包括的な連携・協力関係を構築することに合意し、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携と協力関係を築き、事業者、団体、個人等が実施するクラウドファンディングを活用した地域経済の維持と持続及び活性化に向けた取組を支援することにより、将来にわたる活力ある地域社会の形成及び発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携及び協力をするものとする。

- （1）クラウドファンディングに関するノウハウの提供に関すること
- （2）クラウドファンディングの活用を促す講習会、ワークショップ等の開催に関すること
- （3）クラウドファンディング導入から実施まで及び実施後のサポートに関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前条に定める連携及び協力事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に情報及び意見の交換に努め、具体的な取組内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることは出来ないものとする。

ただし、連携事項による協力の実施において、甲又は乙が故意又は過失によって相手方又は第三者に損害を与えたときはこの限りではない。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、連携及び協力に当たり、知り得た情報について、事前に当該情報に係る者の同意を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、理由のいかんを問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(期間及び更新)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がない場合には、本協定の有効期間を期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙がその都度協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年7月19日

甲 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
茨城県石岡市長 谷島 洋司

乙 茨城県つくば市吾妻2丁目5番地1
(つくばスタートアップパーク内)
株式会社クラウドファンディングデザイン
代表取締役 渡邊 ゆりか